

# 令和8年第2回教育委員会定例会 会議録

## ■ 開催日時

令和8年2月25日（水） 13時35分開会  
15時04分閉会

## ■ 開催場所

指宿市役所 大会議室A

## ■ 出席者

教育長 : 田之上 典昭  
教育委員 : 濱崎 健児, 福富 早央里, 藤岡 義尚

## ■ 欠席委員

教育委員 : 中村 みゆき

## ■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	湯ノ口 繁生
教育総務課長	水流 弘樹
学校教育課長	船間 秀仁
生涯学習課長	上蘭 浩司
学校給食センター所長	久保園 眞弘
指宿商業高等学校事務長	横村 敬一郎

## ■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 会議の非公開について
- (7) 議事
  - ・ 日程第1 報告第2号 学校給食費の改定について
  - ・ 日程第2 報告第3号 令和7年度指宿市一般会計補正予算（第13号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定について
  - ・ 日程第3 報告第4号 令和8年度指宿市一般会計予算に係る議案（教育委員会所管分）の決定について
  - ・ 日程第4 議案第3号 第2期指宿市教育振興基本計画（後期計画）の策定について
  - ・ 日程第5 議案第4号 第4次指宿市子ども読書活動推進計画の策定について
  - ・ 日程第6 議案第5号 指宿市奨学資金奨学生の選考について
  - ・ 日程第7 議案第6号 指宿市大重・岩崎奨学資金奨学生の選考について
- (8) その他

(9) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(田之上教育長)

ただいまから、令和8年第2回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(田之上教育長)

本日は、中村委員が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

3 前回会議録の承認

(田之上教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和8年第1回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

4 会議録署名委員の指名

(田之上教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、福富委員にお願いいたします。

5 教育長の報告

(田之上教育長)

次に、教育長の報告ですが、まず、教育長職務代理者の指名についてです。

令和8年1月26日の定例教育委員会終了後に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、濱崎委員を令和8年2月23日からの教育長職務代理者に指名しましたことをご報告申し上げます。

濱崎委員には、快くお引き受けいただきまして、感謝いたしております。今後ともよろしくお願い申し上げます。

それでは、別紙資料を準備してありますので、ご覧ください。

項目1です。

1月29日、人事異動に係る南薩教育事務所長二次面接が行われました。

項目2です。

1月31日、指宿市・千歳市青少年相互交流事業体験発表会に出席をいたしました。昨年12月末に、千歳市を訪問した市内小学校6年生の16人が、研究テーマに沿って、すばらしい発表をしてくれました。この貴重な体験を通して、子供たちが更に成長してくれることを期待しております。

項目3, 項目4です。

2月1日の午前中, 第23回いぶすき菜の花剣道大会開会式に出席をいたしました。県内各地から, 少年少女剣士が多数参加をしてくれました。

午後は, 第9回今和泉校区の文化祭に出席をいたしました。校区の住民の方々のかねてからの学びの成果を展示部門, ステージ部門, それぞれ多数観ることができました。今和泉小学校の子供たちや, 指宿商業高校の生徒の発表もあり, 文化祭に花を添えてくれていました。

項目5です。

2月5日, 指宿市木曜会第3回定例会に出席をいたしました。

項目6です。

2月6日, 第2回指宿市史編さん委員会に出席をいたしました。令和8年度中に, 市制20周年に合わせて史料編1が発刊される予定です。現代をテーマとしたもので, 写真も豊富に掲載され, 市民の皆さんが自分の人生と重ねて読めるような, すばらしい内容を作成中ですので, 発刊を楽しみにしているところでございます。

項目7です。

同じく6日, 南薩教育事務所学校支援専門官の訪問がございました。市内各学校の様子を聞き, 助言をいただいたところでございます。

項目8, 項目9です。

2月7日と8日, 第34回いぶすき菜の花マーチが開催されました。7日は天気にも恵まれ, 春を感じながら, 私も15キロコースに参加をいたしました。翌日8日は, 大雪の中での開催となり, 吹雪の中で開会の挨拶をさせていただきました。しかし, 参加される方々は準備万端で, 皆さん元気よくスタートし, 大きな事故等もなく終了することができたと聞いているところでございます。

項目10, 項目11です。

2月9日, 第2回指宿市男女共同参画推進会議並びに指宿市人権教育啓発事業推進委員会に出席をいたしました。

項目12です。

2月10日, 今年度最後の第4回市教頭研修会がありました。この1年間, 教頭先生方には学校の要として校長先生を補佐し, 公務の運営を行っていただいたご苦労へ, ねぎらいをさせていただきました。また, 新年度へ向けての準備もお願いしたところでございます。

項目13です。

2月12日, 第6代指宿市長就任式がありました。「指宿を, もっと前に」という思いで, 次の4年間をやっていきたいという決意を打越市長から述べられました。その中で, 人材を見つける, 育てる, 支援をするの徹底と, 子供の心や体に, 故郷・指宿をしっかり吸い込むような取組もしていきたいと語られました。教育委員会としましても, 子供たちに故郷・指宿で, できるだけ多くの体験をさせていきたいと考えているところでございます。

項目14です。

同じく12日, 第1回市議会臨時会が行われました。新しく決まりました指宿市議会議員, 16人の方々と初顔合わせの機会となりました。

項目15です。

こちら12日ですが, 議員選出監査委員の辞令交付式がありました。監査委員に西森議員が選出され, 辞令交付式に出席をいたしました。

項目16です。

2月13日、最終申告に基づく校長面談を行いました。当初の目標の達成度や、課題について報告をしていただきました。

項目17です。

2月17日、南指宿中学校大規模改良等工事に伴う特別教室を視察いたしました。すばらしい学習環境が整備されておりました。併せて弓道場、駐輪場も綺麗に整備されており、視察をいたしました。

項目18です。

2月18日、教育支援センター体験交流活動を視察いたしました。今回は様々なニュースポーツを、子供たちが楽しく体験する様子を見ることができました。子供たちの成長と、自立をサポートできる良い取組であると感じているところでございます。

項目19です。

2月19日、指宿市市民協働推進本部会議に出席をいたしました。

項目20です。

2月20日、県下一周駅伝大会出発式があり、激励と、吉原新監督と高田主将の決意表明がありました。本日が最終日となり、今、ゴールに向けて走っている途中ですが、目標に少しでも近づくよう力走してくれていることと思います。

項目21です。

同じく20日、第1回市議会定例会本会議が招集されました。

項目22です。

こちら20日、今年度最後となる、西指宿中学校・北指宿中学校第3回交流学习がありました。体育の授業でバスケットボールを行いました。両校の生徒が互いに意見を出し合ったり、協力してゲームをする様子が見られ、安心をしたところでございます。

項目23です。

2月24日、藤岡委員への辞令交付式が市長室で行われました。

項目24です。

本日25日の午前中、第1回市議会定例会本会議議案質疑が行われました。

以上で、教育長報告を終わります。

## 6 会議の非公開について

### (田之上教育長)

次に、本日の会議の非公開についてお諮りいたします。

本日の会議の議事のうち、日程第6、議案第5号及び日程第7、議案第6号につきましては、奨学生の選考に関する案件でありますので、非公開とし、傍聴を禁止する取扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

### (田之上教育長)

ご異議なしと認め、そのように取扱います。

## 7 議事

**(田之上教育長)**

それでは、議事に入ります。

日程第1，報告第2号，学校給食費の改定についてを議題といたします。  
提案の説明をお願いします。

**(湯ノ口部長)**

日程第1，報告第2号，学校給食費の改定について，ご説明を申し上げます。  
資料の2ページをご覧ください。

学校給食費の改定について，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第21条第1項第13号の規定に基づき，次のとおり学校給食費を改定することについて，教育長が専決処理をいたしましたので，同条第3項の規定により教育委員会に報告するものであります。

学校給食費の改定の内容につきましては，別添資料1にもございますが，小学校の給食費月額「4,950円」を「5,200円」に，中学校の給食費月額「5,700円」を「5,800円」に，令和8年4月分から改定するものであります。

改定の理由としましては，学校給食センターでは，学校における食育の推進を図る観点から，地場産物の活用や，郷土食・行事食など，工夫した献立を実施しながら，魅力ある充実した給食の提供に努めておりますが，食材価格の高騰に伴い，現行の学校給食費では栄養バランスや栄養量を保った給食の提供が困難となったことから，令和8年4月からの学校給食費の値上げを実施するものであります。

なお，学校給食費につきましては，国の学校給食費の抜本的な負担軽減により，令和8年4月から小学校の学校給食費が補助される予定となっているところでございます。

本市においては，小学校の学校給食費の無償化に併せて，中学校の給食費につきましても，市の補助金による無償化を令和8年4月から実施するよう，令和8年度予算を市議会に提案しているところでございまして，子育て支援の観点から，保護者の負担軽減を図ってまいりたいと考えているところです。

以上で，報告を終わります。

**(田之上教育長)**

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(田之上教育長)**

質疑・意見等がないようですので，質疑・意見を終結いたします。

以上で，日程第1，報告第2号は終了いたします。

**(田之上教育長)**

次に，日程第2，報告第3号，令和7年度指宿市一般会計補正予算（第13号）

に係る議案（教育委員会所管分）の決定についてを議題といたします。  
提案の説明をお願いします。

### （湯ノ口部長）

日程第2，報告第3号，令和7年度指宿市一般会計補正予算（第13号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定について，ご説明を申し上げます。

資料の3ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき，令和7年度指宿市一般会計補正予算（第13号）に係る議案（教育委員会所管分）を別冊のとおり決定いたしましたので，同条第2項の規定により教育委員会に報告するものであります。

別冊資料でご説明いたしますので，報告第2号，別冊1の2ページをご覧ください。

令和7年度指宿市一般会計補正予算（第13号）は，歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ，9億5,180万円を減額し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ，293億9,206万5千円とするものであります。

15ページの，中ほどの太枠部分をご覧ください。

款9教育費は，3億1,849万3千円を減額し，歳出の総額を41億8,454万5千円にするものであります。

今回の補正は，令和7年度の事業費の確定による不用額の整理等が主なものでありますが，そのうち増額した事業等につきまして，歳出からご説明いたしますので，最後のページの29ページをご覧ください。

今回の補正の概要について，所管課毎にお示ししてあります。

教育総務課の小学校振興総務費185万2千円の補正は，令和8年度に，指宿小学校，柳田小学校及び丹波小学校に，新設並びに増設される予定の特別支援学級に必要な教材費等を整備するための消耗品費及び備品購入費であります。

次の中学校振興総務費92万5千円の補正は，令和8年度に，北指宿中学校に増設される予定の特別支援学級に必要な教材費等を整備するための消耗品費及び備品購入費であります。

次の大重・岩崎奨学資金基金費1千円の補正は，基金運用利益が想定より多かったことから，繰出金を増額するものであります。

続きまして，学校教育課の学校教育管理費22万1千円の補正は，外国籍児童の転入学に伴う翻訳端末3台の購入費及び聴力測定機器1台が使用不能になったことに伴う備品購入費及び廃棄処分料であります。

続きまして，生涯学習課の時遊館COCOはしむれ管理費7千円の補正は，ミュージアムティーチャーの新規雇用に伴う，通勤手当である費用弁償を増額するものであります。

続きまして，学校給食センターの山川給食センター費30万円の補正は，山川学校給食センターの施設運営に係る光熱水費の不足分であります。

なお、ただいま申しあげました教育委員会所管分の補正につきましては、右端に予算書の掲載ページを記載しております。

次に、歳入について、増額の主なものをご説明いたしますので、19ページの上段、太枠部分をご覧ください。

款17財産収入，項1財産運用収入，目3基金運用収入，節4大重・岩崎奨学資金基金運用収入1千円の増額は、歳出でご説明いたしました、基金運用による収益が増額したことによるものであります。

21ページの中段、太枠部分をご覧ください。

款21諸収入，項4雑入，目1雑入，節5その他雑入，その他のうち204万9千円の補正は、令和7年度に和解した訴訟費用に関して、全国市長会学校損害賠償保険金が支出されたものであります。

次に、繰越明許費補正についてご説明いたしますので、8ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費補正、太線で囲った部分の款9教育費，項2小学校費から2段下の中学校費までの3事業につきましては、いずれも年度内に事業が完了しない見込みであるため、繰越明許費を追加して設定するものであります。

次に、地方債補正についてご説明いたしますので、11ページをご覧ください。

第4表地方債補正，2変更の表下から4段目の過疎対策事業中学校につきましては、北指宿中学校仮設校舎の見積り合わせが不調となり、仮設校舎の設置時期が当初計画より遅れたことから、令和7年度の賃貸借料が減少したことなどに伴い、減額としたものであります。

以上で、説明を終わります。

#### **(田之上教育長)**

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

#### **(福富委員)**

29ページの外国籍児童の転入学に伴うポケトーク3台の購入費ですが、何処の小学校に転入学してくるのか、また、何処の国籍なのかを教えてください。

#### **(船間課長)**

来年度、丹波小学校の1年生に、ベトナム国籍の男子が入学予定であります。それから、同じく丹波小学校の3年生と、南指宿中学校の3年生に、ネパール国籍の児童生徒が入学予定でございます。

#### **(福富委員)**

I C T機器を利用して、外国籍の子供たちも、日本の子供たちと上手くコミュニケーションをとって、より良い学びができるように、よろしく願いいたします。

**(田之上教育長)**

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(田之上教育長)**

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第2，報告第3号は終了いたします。

**(田之上教育長)**

次に、日程第3，報告第4号，令和8年度指宿市一般会計予算に係る議案（教育委員会所管分）の決定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

**(湯ノ口部長)**

日程第3，報告第4号，令和8年度指宿市一般会計予算に係る議案（教育委員会所管分）の決定について，ご説明を申し上げます。

資料の4ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき，令和8年度指宿市一般会計予算に係る議案（教育委員会所管分）を別冊のとおり決定いたしましたので，同条第2項の規定により教育委員会に報告するものであります。

別冊資料でご説明いたしますので，報告第4号，別冊2の2ページをご覧ください。

令和8年度指宿市一般会計予算は，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ，299億5,400万円と定めるものであります。前年度比が105%で，14億3,900万円の増額となっております。

16ページをご覧ください。

中段，太枠部分になります。歳出予算の款9教育費は，51億5,930万2千円を計上いたしました。前年度比が125.8%で，10億5,756万6千円の増額であります。

それでは，歳入から主なものをご説明いたしますので，17ページをご覧ください。

中段，太枠部分の款13分担金及び負担金，項2負担金，目4教育費負担金182万3千円は，節1小学校費負担金から節3高等学校費負担金までの，日本スポーツ振興センター保護者負担金であります。

18ページをご覧ください。

下段，太枠部分の款14使用料及び手数料，項1使用料，目7教育使用料のうち，教育委員会所管分は，節1教育総務使用料から節6社会教育使用料までで，主なものは，節4高等学校使用料6,123万7千円の指宿商業高等学校の授業料や入学料，

19ページの節6 社会教育使用料446万5千円の考古博物館などの使用料であります。

20ページをご覧ください。

下段、太枠部分の款15国庫支出金、項2 国庫補助金、目6 教育費国庫補助金5億6,094万4千円の主なものは、節1 小学校費補助金の公立学校情報機器整備費補助金、21ページの節2 中学校費補助金の学校施設環境改善交付金、節4 社会教育費補助金の遺跡確認調査費、地域の特色ある埋蔵文化財活用事業費などであります。

22ページをご覧ください。

中段、太枠部分の款16県支出金、項2 県補助金、目8 教育費県補助金436万円の主なものは、節1 中学校費補助金の地域スポーツ・文化活動推進事業費補助金、節3 社会教育費補助金のかごしま地域塾推進事業費などであります。

23ページをご覧ください。

中段、説明欄に色付けをしてあります款17財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入、節1 土地建物等貸付収入624万4千円のうち、教育委員会所管分は、説明欄上から2行目の校長住宅等貸付料132万5千円で、教職員住宅の家賃であります。

26ページをご覧ください。

中段、太枠部分の款19繰入金、項2 基金繰入金、目8 今村光雄奨学資金基金繰入金166万円は、今村光雄奨学資金奨学生の奨学資金に充てるための繰入金であります。

29ページをご覧ください。

中段、説明欄に色付けをしてあります款21諸収入、項4 雑入、目1 雑入、節4 販売等収入のうち、教育委員会所管分の主なものは、説明欄4行目のミュージアムグッズ売払収入240万円であります。

31ページをご覧ください。

中段、説明欄に色付けをしてあります節5 その他雑入のうち、教育委員会所管分の主なものは、説明欄8行目の建設等移設補償金2,407万円で、国道拡幅に係る山川小学校の工作物等の移転補償費などであります。

33ページをご覧ください。

中段、太枠部分の款22市債、項1 市債、目7 教育債、節1 中学校債14億7,380万円は、北指宿中学校及び南指宿中学校の長寿命化改良等工事に係る市債であります。

以上が、教育委員会所管分の主な歳入であります。

次に、歳出の主なものについて、ご説明いたしますので、34ページをご覧ください。

款9 教育費、項1 教育総務費、目1 教育委員会費212万5千円の主なものは、教育委員の委員報酬であります。

目2事務局費2億7,788万9千円の主なものは、教育長、教育部長、教育総務課職員、学校教育課職員の給与、学校図書館事務職員、学校事務補助員等の報酬及び教職員住宅の管理費などであります。

35ページの中段をご覧ください。

目3教育振興費1億5,424万9千円の主なものは、西指宿中学校・北指宿中学校再編協議会に係る経費や、西指宿中学校閉校記念事業に係る補助金のほか、小・中・高等学校における英語教育の充実を図るための外国語指導助手招致事業や、不登校児童生徒を支援する子どものサポート体制整備事業、砂むし温泉やスメ体験、開聞岳登山等を行うふるさと体感学習事業、校務支援システムのリースに係る経費であります。

36ページの中段をご覧ください。

項2小学校費、目1学校管理費1億7,724万4千円の主なものは、各小学校の管理に要する経費、ICT運用のための支援業務委託料、校務用サーバー等のリース料のほか、平成30年度と令和元年度に整備した5小学校の校内ネットワーク機器の更新業務委託や、家庭科室等への空調機器設置業務委託などであります。

37ページをご覧ください。

目2教育振興費1億4,108万4千円の主なものは、各小学校の消耗品、教材備品及び図書の購入費や、国のセカンドGIGAスクール構想に基づく、小学校教育用タブレット端末更新の購入費用であります。

目3学校教育振興費3,039万8千円の主なものは、学力検査及び教職員・児童に係る各種健康診断等の委託料、児童用タブレット端末で使用する学習支援サービス及び授業支援ソフトのライセンス更新料、要・準要保護児童就学援助費、特別支援教育就学奨励費であります。

項3中学校費、目1学校管理費28億2,105万2千円の主なものは、各中学校の管理に要する経費、ICT運用のための支援業務委託料、校務用サーバー等のリース料のほか、北指宿中学校及び南指宿中学校の長寿命化改良等工事請負費であります。

38ページをご覧ください。

目2教育振興費1,459万7千円の主なものは、各中学校の消耗品、教材備品及び図書の購入費であります。

目3学校教育振興費3,290万7千円の主なものは、部活動指導員の配置に係る経費、学力検査及び教職員・生徒に係る各種健康診断等の委託料、生徒用タブレット端末で使用する学習支援サービス及び授業支援ソフトのライセンス更新料、要・準要保護生徒就学援助費、特別支援教育就学奨励費であります。

39ページをご覧ください。

項4高等学校費、目1学校管理費5億657万3千円の主なものは、職員人件費や指宿商業高等学校の学校運営に係る経費、施設の維持・管理に係る経費であります。

40ページの下段をご覧ください。

目2 教育振興費3,147万8千円の主なものは、指宿商業高等学校の教材備品や図書の購入費、パソコン借上料、指宿商業高等学校活性化補助金であります。

41ページの中段をご覧ください。

項5 社会教育費、目1 社会教育総務費1億2,622万1千円の主なものは、職員人件費などあります。

42ページをご覧ください。

目2 公民館費4,980万9千円の主なものは、中央公民館及び校区公民館主事の報酬、手当等の人件費のほか、各公民館の管理運営に係る経費であります。

目3 図書館費7,221万1千円の主なものは、市立図書館の指定管理料のほか、管理運営に係る経費であります。

43ページをご覧ください。

目5 青少年育成費175万3千円の主なものは、青少年問題協議会や少年育成センターに係る経費、青少年育成推進員の配置等に係る経費であります。

目6 文化財保護費1,923万1千円の主なものは、遺跡確認調査の現場作業員及び遺跡報告書作成の室内整理作業員の報酬のほか、国指定史跡指宿橋牟礼川遺跡公園の管理業務委託料、発掘調査に伴う掘削業務委託料などあります。

44ページをご覧ください。

目7 社会教育施設費8,733万1千円の主なものは、時遊館C O C C Oはしむれの管理運営に係る経費、時遊館C O C C Oはしむれの企画展、指宿市民会館の指定管理料に係る経費であります。

目8 社会教育振興費754万3千円の主なものは、生涯学習フェスティバルの開催、社会教育関係団体の活動支援、地域学校協働活動の推進に係る経費であります。

46ページをご覧ください。

項6 保健体育費、目3 学校給食センター費3億8,703万9千円の主なものは、職員人件費、学校給食センターの管理運営に係る経費、学校給食センターの調理配送等に係る経費及び小中学校の学校給食費を無償化するための学校給食費等補助金であります。

以上が、教育委員会所管分の歳出のうち主なものであります。

次に、債務負担行為についてご説明申し上げますので、10ページをご覧ください。

第2表、債務負担行為のうち、教育委員会所管分は、中段、太枠部分で外国青年招致事業は、外国語指導助手（ALT）の任用期間が夏期から1年間であるため。

北指宿中学校スクールバス運行事業は、令和9年4月の西指宿中学校との統合に向け、民間委託を令和9年度から令和11年度までの3年間導入したいため。

南指宿中学校管理教室棟長寿命化改良等事業は、令和8年度から令和9年度までの2年間で実施するため。

学校案内作成業務委託は、指宿商業高等学校の学校案内について、令和9年度開始直後に中学校で実施される学校説明会で使用するため。それぞれ債務負担行為を設定するものであります。

次に、地方債についてご説明申し上げますので、12ページをご覧ください。

第3表、地方債のうち、教育委員会所管分は、下から3番目の過疎対策事業（中学校）で、お示しの起債の方法及び利率により、14億7,380万円を限度として地方債を借入れようとするものであります。

なお、報告第3号参考資料、令和8年度指宿市一般会計予算主要事業説明資料に、各課等の主な事業の概要及び負担金・補助金の一覧表をお示ししてありますので、併せてご参照いただきますようお願い申し上げます。

以上で、説明を終わります。

#### **（田之上教育長）**

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

#### **（濱崎職務代理人）**

主要事業説明資料のほうから、2点質問をさせていただきます。

まず1点目は、5ページのふるさと体感学習事業についてですが、前回の定例教育委員会で別府職務代理人から、コミュニティを増やしたり、子供たちの輪を広げるために、こういった事業を活用してみたいかというお話があり、私も賛成したところです。

こちらの開聞岳登山に関して、小規模校は2～3校で一緒にしたり、生徒数の多い学校であれば、地元の開聞小学校等の子供たちと一緒に登山をしたりできないのかと思っているところです。今の計画では、開聞岳登山をどのような形でしていこうと考えているのか教えてください。

#### **（船間課長）**

ふるさと体感学習事業の開聞岳登山につきましては、小規模校に対しまして、こちらからも複数校一緒にとという形で、学校のほうにも促したのですが、結果的に編成上、現段階では全ての学校が単独で実施という計画を立てております。日程につきましても、10月と11月が多い状況でございます。

#### **（濱崎職務代理人）**

バスで移動したりと、安全面での課題もあると思いますが、いつかこういったことができれば良いなと思います。

2点目の質問は、時遊館COCCOはしむれの開館30周年記念事業についてですが、30年という大きな節目で、どういった企画展になるのか、とても楽しみなのですが、内容や時期といったものが、今の時点で分かれば教えていただきたいです。

#### **（上園課長）**

時遊館COCCOはしむれですが、平成8年4月20日にオープンしまして、令和8年に開館30周年の節目を迎えます。資料のほうに、特別企画展とシンポジウ

ムを載せておりますが、全ての催し物について、開館30周年記念ということで行いたいと考えております。まず、開館の記念日となる4月20日に、博物館で開館30周年のセレモニーを行いたいと考えております。

毎年、5月5日のこどもの日には、はしむれこどもフェスティバルを開催しておりますが、今年は発掘調査体験や、土器洗い体験等の古代体験に加え、オリジナル雑貨やワークショップ等の出店者を集めたマルシェを開催します。

また、開館30周年を記念して、鹿児島市立ふるさと考古歴史館、奄美市立奄美博物館等に出展してもらい、幅広く考古学、文化財の楽しさや魅力を伝えたいと考えております。

次に、企画展になりますが「イブスキディスカバリー！ー平成・令和の大発見ー」と題しまして、収蔵品を活用し、平成から令和にかけて市内で実施された発掘調査成果のうち、特に注目される出土品を展示し、新たな指宿市の古代史像を紹介する企画展を開催したいと考えております。開催期間につきましては、令和8年12月19日から令和9年3月7日を予定しております。

最後に、開館30周年記念シンポジウム「指宿の夜明けー水迫遺跡・西多羅ヶ迫遺跡の可能性を探るー」という仮題をつけておりますが、これにつきましても、令和9年2月28日に、時遊館COCOはしむれの1階ロビーで、森先一貴東京大学大学院人文社会系研究科准教授、桑畑光博九州大学大学院比較社会文化研究院特別研究者、桑波田武志文化庁文化財第二課埋蔵文化財部門文化財調査官の3名を講師に迎えて、シンポジウムを開催する予定としております。

#### **(田之上教育長)**

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

#### **(田之上教育長)**

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第3、報告第4号は終了いたします。

#### **(田之上教育長)**

次に、日程第4、議案第3号、第2期指宿市教育振興基本計画（後期計画）の策定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

#### **(湯ノ口部長)**

日程第4、議案第3号、第2期指宿市教育振興基本計画（後期計画）の策定について、提案のご説明を申し上げます。

資料の5ページをご覧ください。

第2期指宿市教育振興基本計画（後期計画）を別冊のとおり策定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第1号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

別冊3をご覧ください。

1 ページ「1 計画策定の趣旨」をご覧ください。

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として定めるものであります。現在の「第2期指宿市教育振興基本計画（前期計画）」の計画期間は、令和3年度から令和7年度までとなっております。

中段にありますとおり、前期計画策定後、国においては、「持続可能な社会の創り手の育成」と、「日本社会に根差した、身体的・精神的・社会的に満たされ、将来にわたり持続的に幸福を感じる状態を指す、『ウェルビーイング』の向上」を掲げた、第4期「教育振興基本計画」が令和5年6月に策定され、県においても、社会情勢の変化に対応するとともに、国の第4期計画の内容を参酌し、第4期「鹿児島県教育振興基本計画」が令和6年2月に策定されました。

今回、このような国・県の動向や、現在の子どもたちを取り巻く諸情勢、また、第2期指宿市教育振興基本計画（前期計画）による取組の成果と課題を踏まえ、令和8年度から令和12年度までの5年間に取り組むべき施策などについて示した、「第2期指宿市教育振興基本計画（後期計画）」を策定するものであります。

見直しを行った後期計画案については、12月26日から本年1月26日までの間、パブリック・コメント制度に基づき市民等へ公表し、広く意見募集を行いました。

その結果、1人の方から多岐にわたる意見が寄せられましたところであり、今回のパブリック・コメントでいただきましたご意見等につきましては、それぞれ関係所管課と協議のうえ、教育委員会としての考え方を整理し、必要に応じて見直しを行いましたので、その内容については、後期計画における大きな変更部分と合わせて、教育総務課長がご説明申し上げます。

### **（水流課長）**

それでは、まず、パブリック・コメント制度でいただきましたご意見等に対する教育委員会の考え方についてご説明いたします。

今回、1人の方から12件のご意見が寄せられました。

別添資料2の「第2期指宿市教育振興基本計画（後期計画）に対するご意見とそれに対する教育委員会の考え方」をご覧ください。

A3判、横の資料になります。資料にお示しのとおり、いただきましたご意見を踏まえ、所要の見直しを行っております。

パブリック・コメントを受けて見直しを行った部分につきましては、別冊3「第2期指宿市教育振興基本計画（前期計画）」の修正箇所、下線と網掛けをしてありますので、別添資料の「第2期指宿市教育振興基本計画（後期計画）」に対するご

意見とそれに対する教育委員会の考え方」と、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

なお、以後の説明におきましては、「第4期鹿児島県教育振興基本計画」を「県の計画」「第2期指宿市教育振興基本計画（後期計画）」を「後期計画」として、説明させていただきますのでご了承ください。

左側の欄が、いただいたご意見等、右側の欄が、それに対する教育委員会の考え方でございます。

それでは、1ページの上、1番から順に、今回見直しを行った部分、網掛け・下線と太文字になっている、ご意見の番号についてのみ、ご説明申し上げます。

まず、1つ目、ご意見の4番目です。

別冊の計画、10ページをご覧ください。

「第3章 目指す教育の姿」に掲げる3つ目の柱であります「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる市民」です。

ご意見として、1段落目に『「グローバルな立場から」という表現や、「発展を生み出し」や、「世界を舞台に」や、「ルール形成をリード」などという表現が全体的に飛躍しているように感じる。』とのご意見に対しましては、飛躍ととらえられかねない可能性があることから、「グローバルな立場から社会の持続的な発展を生み出し、」を削除することとしました。

次に、2つ目、2枚目の7番目と8番目のご意見です。

別冊の計画、17ページをご覧ください。

「2 これからの施策の方向性」の白丸1つ目の「自己指導能力」という用語について、「自己調整力」、あるいは、「自己制御力」といった用語が適切ではないか、という7番目のご意見に対しましては、「自己指導能力」は、文部科学省が示す「生徒指導提要」において用いられている用語であるため、現行のまま用いることといたしました。

ただし、「自己指導能力」をより正確に説明するために、4行目から5行目の「児童生徒一人一人が自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、すなわち」の部分、生徒指導提要の表現に合わせて、「児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、すなわち」に改めることといたしました。

また、同じ「2 これからの施策の方向性」の白丸5つ目です。

「全教職員が一体となった『チーム学校』とあるが、「チーム学校」とするための教職員の具体的な取組、また、関連するマニュアルの整備状況等について示してほしいとの8番目のご意見に対しましては、「学校の生徒指導体制を充実させ、全職員が一体となった」の部分、生徒指導提要の文言を用いることとし、「校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマ

ネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子どもたちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる」に改めることといたしました。

次に、3つ目です。

ご意見の10番目でございます。ご意見欄をご覧ください。

保護者等からの過剰な要求や暴言から「教職員を守り」、授業や学校運営に支障をきたさないための「カスタマーハラスメント防止」に関する取組状況を示してほしい。いじめや暴力行為等から「児童生徒を守り」、かつ、カスハラから「教職員を守る」ことにおいて重要なキーワードは、日頃からの「教職員間の団結・連帯」だと思っているが、どうかのご意見です。

ご意見では、別冊の計画の45ページの「Ⅲ－② 学校運営の充実」に対してのご意見としていただいておりますが、内容は次のページ、46ページの「Ⅲ－③ 学校における働き方の推進」に係る内容と判断し、ご意見を踏まえ、46ページを次のように改めることとしました。

まず、「1 現状と課題」の白丸1つ目です。

1行目の「学校における課題が複雑化・多様化する中において、学習指導要領を踏まえた教育課程等を確実に実施し、」の部分で、「学校が対応する課題の多様化・複雑化、教師の厳しい勤務実態、臨時的任用教員等が確保できない『教師不足』等が問題となっている中、教師が子どもたちに向き合う時間を確保し、」に改めることとしました。

また、「2 これからの施策の方向性」の白丸1つ目に、新たに、「各学校における教職員の勤務時間管理及び健康等管理、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の徹底を推進します。」を追加することとしました。

さらに、「3 主な取組」の白丸1つ目に、新たに、「指宿市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、当該計画に基づき、学校への支援、首長部局との連携、地域の理解を得るための周知・広報等に努めます。」を追加することとしました。

最後に、ご意見の11番目と12番目、その他の意見でございます。

文科省の調査結果によると、児童生徒へのわいせつ行為などで処分を受け免許を失効した教員のデータ・ベースを7割近くの自治体等が正しく活用していなかったとの報道があるが、指宿市における利用状況などを示してほしい、また、教職員の採用における性犯罪歴確認のための「日本版DBS」いわゆる「こども性暴力防止法」の運用指針の活用方針について、考えを示してほしい、また、そのことを計画に盛り込んでおく必要はないかのご意見です。

別冊の計画、44ページをご覧ください。

ご意見を踏まえ、「3 主な取組」の白丸5つ目に、新たに、「学校現場の安全を確保するため、国による『特定免許失効者管理システム』を引き続き適正に利用し、子どもへの性暴力等を理由に教員免許を失効した者が再び教壇に立つことを防ぎます。あわせて、令和8年12月25日施行の『こども性暴力防止法』に基づき、

児童生徒が安心して教育を受けられる環境づくりに努めます。」を追加することといたしました。

以上が、いただきましたご意見に対する教育委員会の考え方と、見直しを行った内容でございます。

ただいまご説明いたしました、意見等に対する教育委員会の回答と、計画の最終案につきましては、本日の定例会で可決されましたら、指宿市パブリック・コメント制度実施要綱第8条第2項の規定により、市ホームページで公表いたします。

次に、前期計画からの大きな変更点としまして、追加した施策の項目について説明させていただきます。

別冊の15ページをご覧ください。

ここに掲げる具体的施策の5つの柱につきましては、県の計画を踏まえて、令和2年度に策定した指宿市教育大綱に掲げる5つの「施策の方向性」となっております。

今回、大きな柱の3番目「Ⅲ 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進」の具体的な施策に「③学校における働き方改革の推進」を新たに追加しております。第4期の県の計画において、具体的な施策の方向性として追加されたことを踏まえ、市においても県の内容を参酌し、追加したものであります。

また、先ほど説明いたしましたとおり、いただいたご意見を踏まえ、修正や内容の追加を行ったところです。

内容につきましては、46ページをご覧ください。

「1 現状と課題」にありますとおり、学校が対応する課題の多様化・複雑化、教師の厳しい勤務実態、臨時的任用教員等が確保できない「教師不足」等が問題となっている中、教師が子どもたちに向き合う時間を確保し、質の高い教育を持続発展させるためには、学校における働き方改革を、実質的かつ着実に推進していくことが必要不可欠となっております。

そのため、「2 これからの施策の方向性」として、白丸1つ目に、「各学校における教職員の勤務時間管理及び健康等管理、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の徹底の推進」、白丸2つ目に、「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3分類の徹底や業務の効率化など、学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進、白丸3つ目に、質の高い教員の確保に努めるとともに、教職員等の適切な配置の推進を掲げ、「3 主な取組」に掲げる取り組みを進めていくこととしております。

次に、前期計画からの、項目の統合等を行った施策の方向性の項目についてであります。

15ページに戻って、ご覧ください。

大きな柱の3番目「Ⅲ-⑥学校規模の適正化と安全・安心な学校づくり」につきましては、前期計画においては、「安全・安心な学校づくり」と「学校規模の適正化と教育環境の整備・充実」の2つの施策に分かれておりましたが、内容が関連し

ているとともに、内容も重複することから、「Ⅲ-⑥学校規模の適正化と安全・安心な学校づくり」に統合しております。

また、大きな柱の4番目「①地域を支える次世代の人づくり」につきましては、前期計画では、柱の1番目に「①地域ぐるみでの子どもの育成」、2番目に「地域を支える次世代の人づくり」の項目がありましたが、内容が重複していたため、県の計画における構成にも合わせて、施策の項目を統合しております。

これら以外の前期計画からの施策の項目の変更はございません。各施策の内容につきましては、第4期の県の計画の内容を踏まえるとともに、前期計画による取組の成果や課題を踏まえながら、関係所管課が現在実施している事業や、これから推進していく事業に更新・見直しした内容となっております。

なお、本計画(案)につきましては、市のまちづくり全体の方向性を示す指宿市総合振興計画とも整合を図りながら策定しておりますので、本計画(案)が本日の定例会において可決されましたら、第3次総合振興計画が、現在、開会中の令和8年第1回市議会定例会の議案となっておりますので、議決を経て策定され次第、第2期指宿市教育振興基本計画(後期計画)につきましても、確定版として市のホームページで公表をする予定としております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**(田之上教育長)**

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

**(福富委員)**

現代社会における教育に関する重大な問題。いじめも酷い暴行がでてきたり、チャットGPTを生徒も学業に使い始めてという、危惧する様々なことに、的確なご指摘をいただき有難いことだと思えます。市の職員の方も、この意見をしっかりと計画に反映して、より良い計画ができていますと思えます。よろしく願います。

**(田之上教育長)**

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(田之上教育長)**

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第4、議案第3号については、提案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**(田之上教育長)**

それでは、日程第4、議案第3号は、提案のとおり可決することといたします。

**(田之上教育長)**

次に、日程第5、議案第4号、第4次指宿市子ども読書活動推進計画の策定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

**(湯ノ口部長)**

日程第5、議案第4号、第4次指宿市子ども読書活動推進計画の策定について、提案のご説明を申し上げます。

資料の6ページをご覧ください。

子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づき、第4次指宿市子ども読書活動推進計画を、別冊のとおり策定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第1号の規定により教育委員会の議決を求めらるるものであります。

指宿市教育委員会は、平成18年に「指宿市子ども読書活動推進計画」を策定し、その後第2次、第3次と計画を定めてまいりました。本案は、第4次の計画となり、令和8年度からの5年間にわたる子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的な活動計画を定めるものであります。

策定にあたりましては、市内の児童生徒と保護者のほか、学校や保育所等子どもの読書活動推進に係る機関にアンケートを実施しました。

本計画(案)については、12月23日から本年1月21日までの間、パブリック・コメント制度に基づき市民等へ公表し、広く意見募集を行いました。

その結果、1人の方から意見が寄せられました。今回のパブリック・コメントでいただきましたご意見等につきましては、それぞれ関係所管課と協議のうえ、教育委員会としての考え方を整理いたしましたので、その内容については、計画の主な内容と合わせまして、生涯学習課長がご説明申し上げます。

**(上蘭課長)**

それでは、パブリック・コメントでいただいたご意見等に対する教育委員会の考え方について、ご説明いたします。

お配りしてあります、別添資料3をご覧ください。

今回、1人の方から4件の意見等をいただきました。

いただいたご意見は、「本をたくさん読むことと心に残る本に出会うことについての考えを問う」もの、「音読とその実践についての考えを問う」もの、「公立図書館で読書を楽しむための音読や談話についての提案」「群読についての考えを問う」ものでございました。教育委員会としての考え方をお示しし、いただいたご意見は今後の参考としまして、計画案の変更はありません。

なお、この意見及び教育委員会の考え方と、計画の最終案につきましては、本日の定例会において可決されましたら、指宿市パブリック・コメント制度実施要綱第8条第2項の規定により、ホームページで公表いたします。

次に、別冊4の第4次指宿市子ども読書活動推進計画（案）をご覧ください。

子どもの読書活動は、子どもたちが人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠かすことができないものです。平成13年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国や鹿児島県が策定した子ども読書活動推進計画を踏まえ、本市でもこれまでに第3次までの子ども読書活動推進計画を策定し、子どもの読書環境づくりに取り組んできました。

第3次計画の策定以降、読書と子どもたちを取り巻く制度や環境の大きな変化として、読書バリアフリー法による読書環境整備の推進やICT環境の発展がございます。

これらの環境の変化や第3次計画の検証、計画策定にあたり実施したアンケートなどから見えてきた子どもの読書活動に関する現状と課題を踏まえて、第4次計画の策定を進めてまいりました。

27ページをご覧ください。

第5章「基本的な方針」として、市の総合振興計画を踏まえ、「子どもたちが1人でも多く本を読み、『心に残る1冊の本』と出会えるまち」を基本目標に設定しました。その上で目指す子どもたちの姿を「(1) 読書への関心が高い (2) 読書習慣を身に付けて維持している (3) 心に残る1冊の本と出会っている」という3点としております。

また、(1)(2)については、それぞれ数値目標を設定しております。

28ページをご覧ください。

先ほどの「目指す子どもたちの姿」の実現のため、3つの具体的な目標を定めております。

目標Ⅰは「幼児から高校生まで、子どもの読書活動を切れ目なくサポート」する、目標Ⅱは「手が届く場所に本があり、心に残る1冊に出会える読書環境」をつくる、目標Ⅲは「読書関連事業を広く知らせ、本が読みたくなるような啓発活動」を行うであります。

29ページからは、第6章として、ただいま申し上げましたローマ数字の目標Ⅰ・Ⅱ・Ⅲごとに、家庭や学校などの役割、活動目標と、それを支えるための市や公立図書館などの具体的な活動計画を紹介しております。

なお、活動目標は、現状や課題、既存の取組、国や県の計画に基づいて策定したものであります。

それでは、第3次計画から変更となった主な部分についてご説明します。

34ページをご覧ください。

「目標Ⅰ 幼児から高校生まで、子どもの読書活動を切れ目なくサポートする」ための学校における3つ目の活動目標として「(3) 小・中学校において、教科学習と連動した学校図書館の活用計画を策定・実践します。」と新たに示しております。

す。県の計画を踏まえて、「読書センター」「学習センター」「情報センター」として学校図書館の機能強化に努めるものであります。

47ページをご覧ください。

「目標Ⅱ 手が届く場所に本があり、心に残る1冊に出会える読書環境をつくる」ための学校図書館における「活動目標」を示しております。このうち、「(5) 障害のある子どもや日本語を母語としない子どもなどを含めた、すべての子どもが読書を楽しめる環境づくりに努めます」と、「(6) 学校図書館DXを推進します」について新たに示しております。(5)は読書バリアフリー法を踏まえながら、多様な背景を持つ子どもへ読書機会の場づくりに努めるものであります。

また、(6)は学校のICT機器を活用したデジタル社会に対応した読書環境づくりに努めるものであります。

50ページ、51ページをご覧ください。

目標Ⅱの達成のため、公立図書館や地域における活動目標を示しております。先ほどお示した学校図書館と同様、(2)及び(3)について新たに示しております。

54ページをご覧ください。

子ども読書活動の推進体制を、図を交えて示しております。教育委員会や公立図書館が連携を行う施設として、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス施設、児童発達支援施設を新たに加えております。共働き家庭の増加、子どもの特性や発達段階に合わせた支援ニーズの高まりに伴い、子どもたちが過ごす場所として重要性が高まっていることを踏まえたものであります。

また、55ページの活動目標「(3)計画を実現する体制をつくります。」の中で、1段落目、2段落目に計画の進捗に関する検証を行うことを新たに加えております。計画の実践、評価、改善のしくみを示したものであります。

資料の説明は、以上であります。

今回の計画において、各関係機関がどのような取組をしているかの現状や課題を把握し、方針を示しております。それらを踏まえながら、関係者の理解、協力のもと、計画を軸にした読書活動推進に取り組んでいきたいと考えております。

なお、本計画(案)につきましては、市のまちづくり全体の方向性を示す指宿市総合振興計画とも整合を図りながら策定しておりますので、本計画(案)が本日の定例会において可決されましたら、第3次総合振興計画が、現在、開会中の令和8年第1回市議会定例会の議案となっておりますので、議決を経て策定され次第、第4次指宿市子ども読書活動推進計画につきましても、確定版として市のホームページで公表をする予定としております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### (田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(田之上教育長)**

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第5，議案第4号については、提案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**(田之上教育長)**

それでは、日程第5，議案第4号は、提案のとおり可決することといたします。

**議事（非公開）**

日程第6 議案第5号 「指宿市奨学資金奨学生の選考について」

・・・・・・・・原案可決

日程第7 議案第6号 「指宿市大重・岩崎奨学資金奨学生の選考について」

・・・・・・・・原案可決

**(田之上教育長)**

以上で、本日、予定されていた議案等につきましては、すべて終了いたしました。

**8 その他**

**(田之上教育長)**

これより、その他に入ります。

何かございませんでしょうか。

(なしの声)

**9 閉会の宣告**

**(田之上教育長)**

以上で、令和8年第2回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。